

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市前田土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業（農道事業）引妻地区）を行うことについて平成20年2月6日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成20年2月22日から同年3月13日まで縦覧に供する。

平成20年2月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀